

省庁意見とその対応について

平成26年7月23日

大阪府・大阪市特別区設置協議会

事務局：大阪府市大都市局

1. 省庁意見の概要

[国土交通省] 都市計画法関連事務について、法の趣旨に鑑み、事務処理特例等による移譲にはなじまないとする意見 2件

[環境省] 公害健康被害補償法関連事務について、事務執行体制の確保に関する意見等 11件

2. 省庁意見への対応

(1) 省庁意見を踏まえ、事務分担を変更するもの

[都市計画法に関する事務]

都市計画の決定等に係る権限及び当該権限を前提とした都市計画手続きに係る事務について、特別区から大阪府へ変更
開発審査会の設置権限及び当該権限を前提とした手続きに係る事務について、特別区から大阪府へ変更

(2) 省庁意見を踏まえ、協定書に追記するもの

[協定書本文への追記]

特別区の設置の際には、専門性や施設を確保し、職員体制を整備する旨を記載

[公害健康被害補償法に関する事務についての別表への追記]

原則として、遅くとも特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終え、事務の執行に支障のない体制を整備する旨を記載

(3) その他の省庁意見については、別紙のとおり回答を行う

特別区設置協定書(案)に対する各省庁からの意見に対する対応案

省庁名	No.	法律名等	省庁からの意見	省庁への回答	事務分担の変更
国土交通省	1	都市計画法	(都市計画法第15条～第28条関係) 都市計画の決定等に係る権限及び当該権限を前提とした都市計画手続きに係る事務権限については、都市計画法の規定の趣旨に鑑み、事務処理特例等による特別区への移譲にはなじまないものとする。	ご指摘を踏まえ、事務分担案を特別区から大阪府に変更します。	仕分け変更(特別区 大阪府) 【都の特例部分のみ】
国土交通省	2	都市計画法	(都市計画法第50条及び第78条関係) 開発審査会の設置権限及び当該権限を前提とした手続きに係る事務権限については、都市計画法の規定の趣旨に鑑み、事務処理特例等による特別区への移譲にはなじまないものとする。	ご指摘を踏まえ、事務分担案を特別区から大阪府に変更します。	仕分け変更(特別区 大阪府)
環境省	1		各法令において地方自治法の中核市又は特例市の事務と規定されているものについては、事務分担(案)において特別区に事務とされていますが、大阪府内に今後設置される特別区が地方自治法に規定される中核市の要件を満たすものになることは法令等において何ら担保されておられません。今後設置される特別区の中に中核市並みにならない特別区が発生した場合、当該特別区についての事務分担は再度調整が必要になると認識しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	大阪府内に今後設置される特別区は、中核市の要件を上回る約35～70万の人口()となります。 ()北区:約63万、湾岸区:約34万、東区:約58万、南区:約69万、中央区:約42万(平成22年国勢調査人口による) 今回の制度設計においては、法令改正によって特別区が中核市並みの事務を処理するのではなく、条例による事務処理の特例制度等を活用し、全ての特別区に権限を移譲することで、中核市並みの権限を備えた特別区をつくるものです。 事務分担については、お示した内容で確定したいと考えています。	
環境省	2	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	添付の「事務分担(案)(資料編)抜粋」によれば、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する事務」については、府内統一の基準で事務を行う観点から、広域で実施とされています。当該整理は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号)において、都道府県に属する事務の一部は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市が行うこととされているため、大阪府が実施することとされていた「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する事務」について、各特別区が指定都市に該当しないこととなるため、大阪府に当該事務を引き上げるといふことと解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。	

環境省	3	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律</p>	<p>別表1 - 3について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)とポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)における都道府県知事の権限に属する事務の一部を特別区が行うこととしており、一方で、特別区が処理する事務のうち、現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務については、条例による事務処理特例制度や事務の委託制度等、現行制度を活用して対応するとされていますが、廃棄物処理法及びPCB特措法における都道府県知事の権限に属する事務について、具体的にどの事務を現行のどの制度を活用して事務権限を特別区に下ろそうとしているのでしょうか。貴事務局の方針をご教示ください。</p>	<p>別表1-3に掲げるとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律については第11条第3項ほか全59事務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律については第7条ほか全8事務を、条例による事務処理の特例制度により、特別区に移譲します。</p>	
環境省	4	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律</p>	<p>別表1 - 2について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)第7条におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定の事務は、JESCOが立地する特別区において行うこととされているが、具体的に現行のどの制度を活用して事務権限を下ろそうとしているのでしょうか。貴事務局の方針をご教示ください。</p>	<p>ご指摘の事務については、条例による事務処理の特例制度により、特別区に移譲します。</p>	

環境省	5	公害健康被害の補償等に関する法律	<p>公健法の事務執行体制の整備について、法令改正のスケジュールにもよりますが、原則として、遅くとも特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終える旨協定書に明記いただくとともに、質問・意見に対する回答の提出も含め速やかに対応いただくようお願いします。</p> <p>「事務執行に支障は生じないものとする」、「専門家の確保は可能とする」旨のご回答をいただきましたが、その裏付けとなる具体的な資料等も併せて提出いただくようお願いいたします。</p> <p>「事務執行に支障は生じないものとする」旨のご回答をいただきましたが、公健法第47条、第48条、第50条、第51条に基づき、現状の大阪市では補償給付等の事務に要する費用の2分の1、公害保健福祉事業に要する費用の4分の1を負担されていますが、各特別区への移行後も事業の規模を縮小等することなく引き続きこれらの費用を負担できるのでしょうか。</p> <p>「専門家の確保は可能とする」旨のご回答をいただきましたが、認定審査会と診療報酬審査会については、各特別区においてそれぞれ設置し運営する必要があり、それに伴う事務量が増加するとともに、各審査会の委員の多くが新任となることが見込まれます。認定審査や診療報酬審査は専門的知見に基づき、過去の審査内容と一貫性のある対応を行うことが必要ですが、適切な審査が行われるために専門性の確保等をどのように行う考えかご教授下さい。</p> <p>また、現在、当該事務に従事する職員がそのまま担当部署に配置されることが基本とのことですが、現在、例えば大阪市の認定審査担当者は4名であり、このような専門性を有する職員が各区に配置されない恐れがあります。どのようにして人員や専門性を確保する予定かご教示下さい。</p>	<p>公害健康被害補償法の手続きについては、認定審査や診療報酬審査に係る専門性の確保、専門性を有する職員の確保など、事務執行体制の確保が重要な課題であることは認識しています。</p> <p>協定書への記載については、ご意見を踏まえ、協定書の別表において、「各特別区において、認定審査の専門性や必要な人員体制が確保できるか」という点について、原則として、遅くとも特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終え、事務の執行に支障のない体制を整備する。」と記載します。</p> <p>具体的な事務の執行体制については、特別区設置に係る住民投票後、速やかに、ご指摘の点を解決すべく対応してまいります。</p> <p>なお、費用負担の問題については、特別区で処理することとした事務についての財源は、特別区設置後に新たに設けられる財政調整制度(地方自治法第282条の規定により、大阪府と特別区の相互間の財源の均衡化を図り、特別区行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、大阪府から特別区に対し財政調整交付金を交付する仕組み)によって、担保されます。</p>	
環境省	6	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	<p>資料「04-01 事務分担・財政調整」に「現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務については、条例による事務処理特例制度や事務の委託制度等、現行制度を活用して対応することとする。」とありますが、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づく都道府県の事務は、国に法律または政令等の改正を求めることなく、条例による事務処理特例制度等を活用して対応されるとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、法令改正を求めるのではなく、条例による事務処理の特例制度により、特別区に移譲します。</p>	

<p>環境省</p>	<p>7</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法第23条及び同法施行令第8条においては、府県知事の権限に属する事務の一部を指定都市の長、中核市の長又は特例市の長が行うこととされているが、今般の大阪特別区の長が、同法の特定施設の設置の許可等に関する事務を中核市の長又は特例市の長と同等に適切に行うことができるとするに理由について、中核市の長又は特例市の長が行うこととされている事務それぞれに係る大阪府担当部署との調整状況等を含め具体的にご教示願いたい。</p> <p>また、ファイル「04-02」は、同法施行令第8条に規定のある項目が網羅的に整理されていないものと思料するが(例えば、同法第6条第2項の許可に際する配慮の実施)、改めて確認いただきたい。</p> <p>[参考]瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第8条</p> <p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第八条 法に規定する府県知事の権限に属する事務のうち、法第十二条の五の規定による指導、助言及び勧告に関する事務並びに法第十二条の六第一項の規定による報告の徴収に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長(以下この項において「特例市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。</p> <p>2 前項に規定する事務及び法に規定する府県知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長(以下この項において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項及び第八条第一項の規定による許可に関する事務</p> <p>二 法第七条第二項、第八条第四項、第九条、第十条第三項及び附則第二条第五項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>三 法第十一条の規定による命令に関する事務</p>	<p>今回の事務分担案については、大阪府・大阪市の担当部署と十分調整した上で、作成したものです。</p> <p>また、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第8条に定める項目の整理については、次のとおりと考えます。</p> <p>(令第8条第1項関係(特例市の長が処理する事務)) 別表1-3に記載している規定 第12条の5、第12条の6第1項</p> <p>別表に記載していない規定とその理由 * 第12条の6第2項(知事の権限について定めたものではないため)</p> <p>(令第8条第2項関係(中核市の長が処理する事務)) 別表1-3に記載している規定 第5条第1項・第4項～第6項、第7条第2項、第8条第1項・第3項・第4項、第9条、第10条第3項、第11条、附則第2条第5項</p> <p>別表に記載していない規定とその理由 * 第5条第2項(「申請書の受理」という事実上の事務。申請があれば、知事には審査応答義務があるため、本件は同条1項の事務に内包されると整理) * 第5条3項・第7項(知事の権限について定めたものではないため) * 第6条1項(第5条第1項の許可の基準を定めたものであり、同項の事務に内包されると整理) * 第6条2項(第5条1項の許可の際に、環境影響への配慮をしよう求めるものであり、同項の事務に内包されると整理) * 第7条第1項(知事の権限について定めたものではないため) * 第8条第2項(「申請書の受理」という事実上の事務。申請があれば、知事には審査応答義務があるため、本件は同条第1項の事務に内包されると整理) * 第10条第1項・第2項(知事の権限について定めたものではないため) * 附則2条第1項～第4項・第6項(知事の権限について定めたものではないため)</p>	
------------	----------	----------------------	---	---	--

環境省	8	工業用水法	「特別区とこれを包括する道府県の事務の分担(法第5条第1項第5号関係)」の中に「なお、現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務については、条例による事務処理特例制度や事務の委託制度等、現行制度を活用して対応することとする。」と記載されておりますが、「工業用水法」に基づく都道府県又は指定都市の事務については、「東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務」に該当することから、条例による事務処理特例制度等、現行制度を活用して対応することとする事務に該当するということでしょうか。	ご指摘の事務については、条例による事務処理の特例制度により、特別区に移譲します。	
環境省	9	動物の愛護及び管理に関する法律	別表1 - 3(中核市)・989～996行目記載の事務について 動物愛護管理法第35条第1項及び第36条第2項の規定等により、引き取った犬猫については、必要に応じて治療を行うこともあり、飼養保管のための専用の施設(一時的な保管も含む。)の設置や専門的な知識及び技術を備えた人員を配置し、その適正な飼養保管を行う必要があると考えているが、全ての特別区でそのような対応が可能でしょうか。	犬猫の引取業務については特別区において実施することとしていますが、犬猫の飼養保管のための専用施設については、市内に1箇所設置している現有施設(大阪市動物管理センター)を有効活用することとし、各特別区の一部事務組合で保有し運営することとしています。 上記一部事務組合の人員については、大阪市における職員個々の経験等を踏まえ、サービスを維持できるよう人事配置に努めるとともに、転任や大阪府との人事交流も含め、業務遂行に必要な体制を適切に確保します。	
環境省	10	生物多様性に関する事務(任意事務)	別紙1 - 5(任意事務)の環境シート・39行目記載の事務について 従来の市町村や東京都の特別区が実施していたものと同様の事務は、基本的に特別区各区で実施することとして支障はないと考えるが、事務の実施に当たっては生態系ネットワークの考え方を踏まえ、流域全体での保全を行うなど、複数自治体が連携して広域的取組を行うことが望ましい。	ご指摘の点を踏まえ対応してまいります。	
環境省	11	生物多様性地域戦略策定等事業(任意事務)	別紙1 - 5(任意事務)の環境シート・56行目記載の事務について 生物多様性地域戦略策定事業については、従来の市町村や東京都の特別区が実施していたのと同様、特別区各区で策定することとして支障はないと考えるが、生態系ネットワークの考え方を踏まえ、流域全体での保全の実施など、複数自治体が連携して広域的に情報共有・戦略策定等を行うことが望ましい。	ご指摘の点を踏まえ対応してまいります。	

省庁意見を踏まえ修正したもの

【国土交通省関係(都市計画法)】

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	修正箇所
都市計画法	第15条第1項	都市計画の決定	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第15条の2第1項	都道府県の都市計画の案の作成への意見の申出	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第16条第1項	公聴会の開催	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第16条第2項	地区計画等の案の作成手続きに関する条例の策定	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第17条第1項	都市計画案の縦覧	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第17条第2項	意見書の受理	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第18条第1項	都道府県の都市計画に対する意見	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第18条の2第1項	基本的方針の決定	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第18条の2第2項	住民意見の反映	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第18条の2第3項	都道府県への通知	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第19条第1項	都市計画案の付議	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第19条第2項	意見書要旨の提出	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第19条第3項	都道府県知事への協議	市町村	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第20条第1項	都市計画の告示・図書の送付	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)

* 都市計画の決定等に関する部分を抜粋

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	修正箇所
都市計画法	第20条第2項	都市計画図書の縦覧	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第21条第1項	都市計画の変更	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第21条第2項(第17条、第17条の2、第19条、第20条を準用)	都市計画の変更に係る都市計画審議会への付議等	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第21条の3	計画提案に対する判断等	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第21条の4	計画提案を踏まえた都市計画案の付議	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第21条の5第1項	計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合の通知	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第21条の5第2項	計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合の都市計画審議会への意見聴取	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第25条第1項	立ち入り調査	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第28条第1項	立ち入り等に伴う損失の補償	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第28条第2項	立ち入り等に伴う損失の補償に係る協議	その他(都道府県又は市町村)	都又は区	削除(事務分担の変更)

* 都市計画の決定等に関する部分を抜粋

【国土交通省関係(都市計画法)】

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	修正箇所
都市計画法	第50条第1項	開発審査会における審査請求の受理	特例市	都	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第50条第2項	開発審査会における審査請求の裁決	特例市	都	削除(事務分担の変更)
都市計画法	第78条	開発審査会の設置等	特例市	都	削除(事務分担の変更)

* 開発審査会に関する部分を抜粋

【環境省関係(公害健康被害補償法)】

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	修正箇所
公害健康被害の補償等に関する法律	第19条第1項	療養の給付を行うこと	その他(政令で定める市)	区	<p>昭和63年以前の旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令(旧施行令)では、大阪府域は大気汚染地域に指定され、大阪府は大気汚染地域における呼吸器系疾患の健康被害に対する補償給付の実施主体として政令で指定されていた。</p> <p>昭和62年改正施行令により大阪府の大気汚染地域の指定は解除され(昭和63年3月解除)、新たな健康被害者の認定は行われていないが、昭和63年以前に認定された大気汚染による健康被害の患者については、旧施行令の経過措置により大阪府が補償給付等を行っている。</p> <p>各特別区において、認定審査の専門性や必要な人員体制が確保できるかという点について、原則として、遅くとも特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終えた上で、事務の執行に支障のない体制を整備する。</p>
公害健康被害の補償等に関する法律	第25条第1項	障がい補償費を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第1項	遺族補償費を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第2項	遺族補償費を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第40条第1項	療養手当を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第46条	公害健康福祉事業	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第47条	費用の支弁	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第48条	機構からの納付金	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第50条	国からの交付金	その他(政令で定める市)	区	同上

* 公害健康被害補償法に関する部分を抜粋

省庁意見(都市計画法関係) を踏まえた職員体制

事務分担の変更による職員配置数の再試算

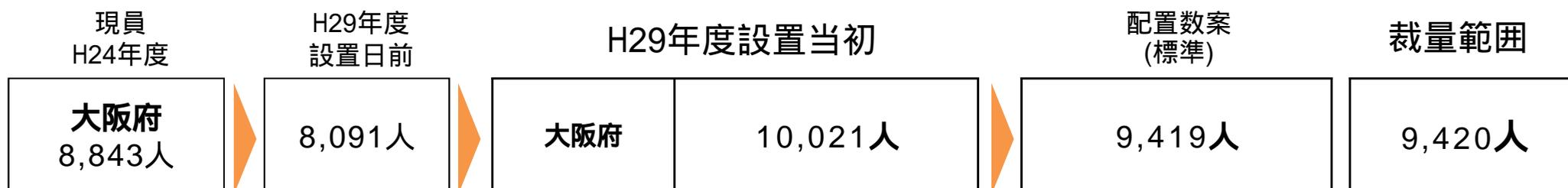
省庁意見を踏まえ、以下の都市計画法に関する事務の一部について、“特別区から大阪府”に事務分担を変更

- ・都市計画の決定等に係る権限及び当該権限を前提とした都市計画手続きに係る事務
- ・開発審査会の設置権限及び当該権限を前提とした手続きに係る事務

それを踏まえ、前回協議会で提示の職員配置数を再試算

大阪府の職員配置数

【前回】



【再試算後】



特別区の職員配置数

【前回】

現員 H24年度	H29年度 設置日前	H29年度設置当初		配置数案 (標準)	裁量範囲
大阪市 14,074人	13,091人	特別区 計	10,999人	9,954人	9,250～10,480人
		北区	2,415人	2,144人	1,980～2,270人
		湾岸区	1,634人	1,490人	1,400～1,560人
		東区	2,159人	1,958人	1,800～2,070人
		南区	2,643人	2,404人	2,220～2,540人
		中央区	2,148人	1,958人	1,850～2,040人

【再試算後】

現員 H24年度	H29年度 設置日前	H29年度設置当初		配置数案 (標準)	裁量範囲
大阪市 14,074人	13,091人	特別区 計	10,994人【 5】	9,949人【 5】	9,250～10,470人
		北区	2,414人【 1】	2,143人【 1】	1,980～2,270人
		湾岸区	1,633人【 1】	1,489人【 1】	1,400～1,550人
		東区	2,158人【 1】	1,957人【 1】	1,800～2,070人
		南区	2,642人【 1】	2,403人【 1】	2,220～2,540人
		中央区	2,147人【 1】	1,957人【 1】	1,850～2,040人

総括表

現員 H24年度

大阪府
8,843人

大阪市
19,749人

現本庁 14,837人
現区役所 4,912人

大阪市
小中学校技能労務
1,535人

府市職員数
～ 総計 30,127人

H29年度
設置日前

8,091人

13,091人

1,262人

総計 28,119人
(2,008)

H29年度設置当初

大阪府

10,026人

特別区 計

10,994人

北区

2,414人

湾岸区

1,633人

東区

2,158人

南区

2,642人

中央区

2,147人

一部
事務組合

360人

特別区
小中学校
技能労務

1,262人

～ 総計 28,317人
(1,810)

配置数案
(標準)

9,424人

9,949人

2,143人

1,489人

1,957人

2,403人

1,957人

289人

653人

総計 25,990人
(4,137)

裁量範囲

9,420人

9,250～10,470人

1,980～2,270人

1,400～1,550人

1,800～2,070人

2,220～2,540人

1,850～2,040人

289人

653人

総計 25,290～26,510人
(4,837～ 3,617)

5,675人 (経営形態変更4,190人 + 保育所1,485人) は横置き

()内はH24年度比